

JCSS校正申込書

力(一軸試験機)・長さ(ハイトゲージ)

日本計測システム株式会社 JCSS校正部 御中

年 月 日

申込者会社名:

担当者名:

印

住所:

電話番号:

FAX番号:

試験機の校正を下記条件に基づいて申し込みます。

機械の名称	機械の型式						
製造者							
製造番号	製造年月		年	月	チャンネルNo.		
校正をする力	圧縮	1. N	2. N	3. N	4. N	5. N	6. N
	引張	1. N	2. N	3. N	4. N	5. N	6. N
前回の校正期日	年 月 日		前回の証明書番号				
相対往復誤差の決定	する しない (指定なき場合は、”する”又は、前回の証明書と同じと致します)						
校正証に記入する校正日	年一月 年一月一日		(指定なき場合は、”年一月”又は、前回の証明書と同じと致します)				
長さの校正(別料金)	する しない (指定なき場合は、”しない”又は、前回の証明書と同じと致します)						
前回の校正期日	年 月 日		前回の証明書番号				
校正希望日	年 月 日		～	年 月 日			

前回と同じ場合には、以下の記入は不要です。

所有者	社名	
	住所	〒
設置場所	社名	
	住所	〒
適用規格	力の校正	JIS B 7721 (一軸試験機) 希望校正精度 等級
	長さの校正	JIS B 7738 (コイルばね一圧縮・引張試験機の検証)
付属品等計測に必要なケーブル等の使用の記載		
同時に検証する付属品等		
証明書送付先	社名	
	住所	〒
校正料金請求先	社名	
	住所	〒

申し込み内容の訂正又は、変更の記録(記録には日付、顧客側担当者名及び記入者の印又はサインが必要)

※下欄には記入しないで下さい。

受付日	受付印

力(一軸試験機) 校正日	校正証明書番号	承認印 校正部長	校正手数料

長さ(コイルばね用試験機) 校正日	校正証明書番号	承認印 校正部長	校正手数料

校正に使用する機器(力計又はおもり、ゲージブロック)。JCSS校正手順書3.1. トランスファ標準器の準備の項目確認		
<input type="checkbox"/> 相対分解能 <input type="checkbox"/> 有効期限 <input type="checkbox"/> 底面の傷、耐圧盤の変形 <input type="checkbox"/> 検出器の作動 <input type="checkbox"/> 水準器の確認 <input type="checkbox"/> 天秤の動作 <input type="checkbox"/> 受け皿、カゴの確認 <input type="checkbox"/> 重力加速度 <input type="checkbox"/> 仮校正証 <input type="checkbox"/> 温度・湿度・気圧計の確認		確認印
管理番号	秤量	その他の確認
<input type="checkbox"/> ブロックゲージの有効期限及びキズ、錆 <input type="checkbox"/> デプスゲージ(1mm±1μm) <input type="checkbox"/> ダイアルゲージ(10±1μm) <input type="checkbox"/> セラミックベース		

J C S S校正申込にあたっての注意事項

1. J C S Sでは、一軸試験機の校正は”校正場所の温度は10℃～35℃の範囲であること。”と規定されていますので、機械の設置環境温度が”10℃～35℃”の範囲であることを確認のうえ申込書をお送りください。
2. お客様が本申込書（申込者控）を受領後、その内容を変更しようとする場合は、その旨をご連絡ください。この場合校正料金、終了予定日等については、改めて協議させていただきます。ただし、校正開始後の中止の場合はそれまでの実費で精算させていただきます。
3. 一軸試験機の校正で、お客様のご希望により20%未満で校正を行う場合は、限界値を含む10%
5% 2% 1% 0.5% 0.2% 及び0.1%の測定点で実施します。
又、長さの校正は当社規定の測定点で実施します。（5点以上）
但し、この校正は夫々別途校正料金が必要になります。又、0.1N以下の校正は出来ません。
4. 校正料金の見積金額及び終了予定日は、標準工程に基づいたものです。校正の目的を達成するために校正内容の変更又は追加を行う必要が生じた場合には、校正料金の見積額及び終了予定日は変更できるものといたします。
5. 天災地変、その他不可抗力により、校正の履行及び証明書等の発行ができなくなった場合、当社はその責めに任じないものといたします。
6. 当社の責めに帰すことができない事由（改善、要修理等）が発生した場合は、事後の処理について協議させていただきます。この場合、校正料金、終了予定日等を変更できるものといたします。
7. ご依頼を受けた計測器の校正に際しては、当社が作成した校正手順書に基づいて行います。この校正手順書に定める校正方法は、JIS又は国際規格等によって校正方法が定められている計測器については、その校正方法に準拠しております。
8. 校正証明書に記載される校正項目は、JIS又は国際規格等に定める校正項目を必ずしも全部を含むものではありません。
9. 校正を行った項目の校正値は、校正したときの測定量を報告しております。その測定量についてはJIS又は国際規格等に照らして合・否の判定を行っておりません。
10. 判定を行う場合には校正の申し込みと同時に適用する判定基準等をお知らせ下さい。
11. 校正証明書に報告される環境条件が範囲で示される場合は、校正が行われた環境範囲を表すものです。
12. 機器類に貼付される校正証ラベルは、別に発行された「校正証明書」の校正項目についてのみ、校正されたことを意味し、その計測器が有する全ての機能について校正されたことを意味しておりません。
13. この校正で知り得た情報は、他に漏らさないことを約束します。
14. 校正結果に関する異議又は苦情等は、内容を調査又は審議し、その結果を必要に応じ文書により回答させていただきます。
15. お申しいただいたお客様の個人情報は、校正業務に係るご連絡並びに当社の商品案内や各種情報の提供に限り利用させていただきます。
16. その他、上記に記載ない事項あるいは疑義が生じた場合は、当社及び申込者は、誠意を持って協議のうえ解決にあたるものといたします。
17. ロードセル交換タイプで校正が複数のチャンネル（ロードセル）になる場合は申込書を別にして下さい。
18. 長さのみの校正には対応しておりません。又、長さ校正を行う場合の校正場所環境温度は11℃～34℃の範囲であることと規定されております。範囲外ですと校正は実施できませんので、ご確認のうえ申込書をお送りください。
19. 長さの校正はJIS B 7738 コイルばね圧縮・引張試験機の検証に規定された上下圧縮板が取付けてあることが前提となっております。ご確認のうえ申込書をお送りください。

以上